

「福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例」新旧対照表

現 行	改正案（修正後）
<p>(対象児童)</p> <p>第4条 子ども会に入会することができる児童は、市内に住所を有する児童であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 保護者及び同居する親族が労働等のため昼間家庭にいないことが常態であることその他これに準じる事由として規則で定めるものにより、小学校の授業の終了後又は休業日に家庭において適切な保護を受けることができないと認められる児童</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する児童</p> <p>ア <u>小学校の第1学年から第3学年までに在学している児童</u></p> <p>イ <u>小学校の第4学年から第6学年までに在学している心身に障がい</u>を有する児童であつて、<u>規則で定める基準に該当する者</u></p> <p>ウ その他市長が特に必要があると認める児童</p>	<p>(対象児童)</p> <p>第4条 <同左></p> <p>(1) <同左></p> <p>(2) <同左></p> <p>ア 小学校に在学している児童</p> <p>イ <削る></p> <p>ウ <同左></p>
<p>(実施時間)</p> <p>第5条 子ども会事業の実施時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、実施時間を変更することができる。</p> <p>(1) 月曜日から金曜日まで（市立小学校の休業日を除く。） 市立小学校の授業の終了後から<u>午後6時まで</u></p> <p>(2) 土曜日<u>その他の市立小学校の休業日</u> 午前8時30分から午後6時まで</p>	<p>(実施時間)</p> <p>第5条 <同左></p> <p>(1) 月曜日から金曜日まで（市立小学校の休業日を除く。） 市立小学校の授業の終了後から<u>午後7時まで</u></p> <p>(2) 土曜日 午前8時30分から午後6時まで</p> <p>(3) <u>市立小学校の休業日（土曜日を除く。）</u> <u>午前8時30分から午後7時まで</u></p>

「福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例」新旧対照表

現 行	改正案（修正後）
<p>(入会の申込み等)</p> <p>第7条 児童を子ども会に入会させようとする保護者は、規則で定めるところにより、市長に入会の申込みを行い、その承諾を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承諾（以下「入会の承諾」という。）は、次に掲げる利用の区分に分けて行うものとする。</p> <p>(1) 月曜日から金曜日までの市立小学校の授業の終了後（その日が市立小学校の休業日である場合にあっては、午前8時30分）から午後5時まで（以下この項において「基本時間帯」という。）の利用</p> <p>(2) 基本時間帯及び月曜日から金曜日までの午後5時から午後6時まで（<u>第4号</u>において「<u>延長時間帯</u>」という。）の利用</p> <p>(3) 基本時間帯及び土曜日の利用</p> <p>(4) 基本時間帯及び<u>延長時間帯</u>並びに土曜日の利用</p> <p>3 入会の承諾の期間は、4月1日から翌年の3月31日までの期間内において市長が定める期間とする。</p>	<p>(入会の申込み等)</p> <p>第7条 <同左></p> <p>2 <同左></p> <p>(1) <同左></p> <p>(2) 基本時間帯及び月曜日から金曜日までの午後5時から午後6時まで（<u>第5号</u>において「<u>1時間延長時間帯</u>」という。）の利用</p> <p>(3) <u>基本時間帯及び月曜日から金曜日までの午後5時から午後7時まで（第6号において「2時間延長時間帯」という。）の利用</u></p> <p>(4) 基本時間帯及び土曜日の利用</p> <p>(5) 基本時間帯及び<u>1時間延長時間帯</u>並びに土曜日の利用</p> <p>(6) <u>基本時間帯及び2時間延長時間帯並びに土曜日の利用</u></p> <p>3 <同左></p>

「福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例」新旧対照表

現 行	改正案（修正後）
<p>(利用料)</p> <p>第11条 <u>子ども会事業の運営費用に充てるため、子ども会に入会した児童の保護者から児童1人につき月額3,000円の利用料を徴収する。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる利用の区分に係る利用料の月額は、児童1人につき前項に定める額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。</p> <p>(1) 第7条第2項第2号の利用 1,000円</p> <p>(2) 第7条第2項第3号の利用 2,000円</p> <p>(3) 第7条第2項<u>第4号</u>の利用 第1号に定める額及び前号に定める額の合計額</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、月の中途に子ども会に入会し、又は子ども会から退会する児童等に係る利用料の額は、規則で定める。</p> <p>4 利用料は、毎月分をその月の末日までに納付しなければならない。</p>	<p>(利用料)</p> <p>第11条 <同左></p> <p>2 <同左></p> <p>(1) <同左></p> <p>(2) 第7条第2項第3号<u>又は第4号</u>の利用 2,000円</p> <p>(3) 第7条第2項<u>第5号</u>の利用 第1号に定める額及び前号に定める額の合計額</p> <p><u>(4) 第7条第2項第6号</u>の利用 4,000円</p> <p>3 <同左></p> <p>4 <同左></p>